

## 栗原一般廃棄物最終処分場埋立終了後の残渣処分について

現在、栗原一般廃棄物最終処分場（以下「栗原処分場」という。）には、伊勢原清掃工場の90t／日焼却施設からの焼却残渣をほぼ全量と、はだのクリーンセンターからの焼却残渣のうち、飛灰全量と焼却灰の約3割を埋立しています。

栗原処分場は、平成35年度末で埋立終了となるため、残余年数は8年余となっていますが、埋立終了後の焼却灰等の残渣処分について、全量を圏外で処分するのか、または新たな処分場を整備するのか、その方向性は定まっておられません。

新たな処分場を整備するには、用地確保から法令等手続き及び工事等に長期間を要するため、早期に検討を進める必要があります。

## 1 用語解説

## (1) 焼却灰

可燃ごみを焼却処理した際に残った燃え殻のことをいう。焼却時に発生する排ガスに含まれる、ばいじんである飛灰と区別される。主灰ともいう。

また、通常、炉の底から灰ピットへと排出されることからボトムアッシュ、あるいは単に残灰ともいう。

## (2) 飛灰

微小粒子よりなる灰で、空中に浮遊する性質より呼ばれる。すす、灰など、燃焼廃ガス中に含まれる個体の粒子状物質で、集じん灰及びボイラ、ガス冷却室、再燃焼室で補集された、ばいじんを総称したものをいう。

## (3) 焼却残渣

焼却灰と飛灰の総称。

## (4) 不燃物残渣

粗大ごみ処理施設等中間処理施設で処理された破砕ごみや中間処理により発生した不燃性の残渣をいう。

## (5) 圏外

秦野市・伊勢原市の行政区域外をいう。

2 一般廃棄物最終処分場の整備経過について

昭和 5 8 年度 栃窪一般廃棄物最終処分場埋立開始  
 平成 5 年度 栃窪一般廃棄物最終処分場埋立終了  
 栗原一般廃棄物最終処分場埋立開始  
 平成 3 5 年度 栗原一般廃棄物最終処分場埋立終了予定

3 残渣処分現状

(1) 平成 2 6 年度の処分量について (単位：トン)

施設別	処理別	栗原処分場	圏外			合計
			資源化	埋立	小計	
はだのクリーンセンター	焼却灰	924.18	2,984.41	0	2,984.41	3,908.59
	飛灰	1,839.46	0	0	0	1,839.46
	小計	2,763.64	2,984.41	0	2,984.41	5,748.05
伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設	焼却灰	1,140.68	0	44.69	44.69	1,185.37
	飛灰	687.38	0	0	0	687.38
	小計	1,828.06	0	44.69	44.69	1,872.75
伊勢原清掃工場不燃・粗大ごみ処理施設	不燃物残渣	0	817.61	426.10	1,243.71	1,243.71
合計		4,591.70	3,802.02	470.79	4,272.81	8,864.51

焼却残渣：7,620.80 t (内訳：焼却灰 5,093.96 t、飛灰 2,526.84 t)

(2) 処分の現状について

はだのクリーンセンター	伊勢原清掃工場
(焼却残渣) ・焼却灰 栗原処分場 (3割) 自区外資源化 (7割)  ・飛 灰 栗原処分場	(焼却残渣) ・焼却灰 栗原処分場 自区外処分場 (50 t)  ・飛 灰 栗原処分場  (不燃物残渣) ・不燃物残渣 自区外資源化 自区外処分場

ア 焼却灰

(ア) はだのクリーンセンター

約 7 割を圏外で資源化し、残りは栗原処分場へ埋立処分

(イ) 伊勢原清掃工場 90 t / 日焼却施設

ほぼ全量を栗原処分場へ埋立処分

イ 飛灰

はだのクリーンセンター及び 90 t / 日焼却施設ともに栗原処分場へ全量を埋立処分

(3) 不燃物残渣

全量を圏外で資源化及び埋立処分

(4) 栗原処分場の状況

埋立容量 175,000 m<sup>3</sup>

平成 27 年 3 月末の埋立量 123,424 m<sup>3</sup> (70.5%)

埋立残量 51,576 m<sup>3</sup> (29.5%)

4 処分方法について

残渣の処分については、次の方法があります。

(1) 焼却残渣

処分方法		対象物
埋立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰は加湿して埋め立てる。</li> <li>・飛灰は薬剤固化して埋め立てる。</li> </ul>	焼却灰 飛灰
熔融固化 (資源化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰を 1,300℃以上の高温で熔融してスラグを生成する。</li> <li>・スラグは建設資材等として利用されている。</li> </ul>	焼却灰
焼成による 人工砂化 (資源化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰を 1,000～1,300℃の高温で加熱し、セメント等を加えて造粒する。できた人工砂は建築資材等として利用されている。</li> </ul>	焼却灰
セメント原料化 (資源化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰をセメント原料となる粘土の代替えとして利用されている。</li> </ul>	焼却灰

(2) 不燃物残渣

処分方法	
埋立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのまま埋立てする。</li> </ul>
熔融 (資源化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,600℃以上(最大 2,000℃)で熔融し、スラグ等を生成するとともに、発生したガスは精製され、ガス燃料として利用されている。</li> <li>・スラグは建設資材等として利用されている。</li> </ul>

5 神奈川県内自治体の処分状況について

広域化ブロック	市町村 一部事務組合名	処分場等の現況 (残余年数は H27.3 時点)
川崎	川崎市	残余年数 3 4 年 (H61.3)
横浜	横浜市	残余年数 2 年
相模原	相模原市	残余年数 1 7 年 (H44.3)
横須賀三浦 (横須賀・三浦)	横須賀市	処分場なし 全量自区域外処分
	三浦市	残余年数 5 年 (一部自区域外処分により延命化)
葉山町		処分場なし 全量自区域外処分
横須賀三浦 (鎌倉・逗子)	鎌倉市	処分場なし
	逗子市	残余年数 1 3 . 5 年 (H40.10) 焼却残渣は自区域外へ資源化、 不燃物残渣のみ埋立することで延命
湘南東	藤沢市	残余年数 2 8 年 (H55.3)
	茅ヶ崎市	残余年数 4 年
	寒川町	処分場なし 可燃ごみ焼却処理を茅ヶ崎市 へ委託、引取りした焼却灰は不 燃物残渣とともに、自区域外へ 埋立処分
湘南西	平塚市	焼却残渣の全量資源化により 延命

広域化ブロック	市町村 一部事務組合名		処分場等の現況 (残余年数は H27.3 時点)
湘南西	大磯町		処分場なし 可燃ごみ処理は、最終処分まで平塚市へ委託
	二宮町		処分場なし 全てを自区域外へ埋立処分
大和高座	大和市		残余年数 1 年 (H28.6)
	海老名市	高座清掃 施設組合	処分場なし 全量自区域外での資源化処分
	座間市		
	綾瀬市		
厚木愛甲	厚木市	厚木愛甲 施設組合	処分場なし 全量自区域外へ資源化及び埋立処分
	愛川町		
	清川村		
県西 (南足柄・足柄上)	南足柄市		残余年数 1 3 年 (H40.11)
	松田町	足柄東部 清掃組合	残余年数 6 年 (H33.3) 一部自区域外での灰の資源化と併用
	大井町		
	中井町		
	山北町	足柄西部 清掃組合	処分場なし 全量自区域外への埋立処分
	開成町		
県西 (小田原・足柄下)	小田原市		埋立て終了、全量自区域外への資源化及び埋立処分
	箱根町		残余年数 1 6 年 (H43.3)
	湯河原町	湯河原町 真鶴町衛生組合	処分場の再生事業を実施 全量自区域外へ処分
	真鶴町		
湘南西 (秦野・伊勢原)	秦野市	秦野市伊勢原市環境衛生組合	残余年数 9 年 (H36.3) 一部を自区域外で資源化及び埋立処分
	伊勢原市		

# 主灰・飛灰についての参考図

